



株式会社KATEKYOグループ(特定事業者) (学習塾の運営等を営む事業者)

学習指導業務（生徒の自宅又は自ら運営する教室施設において行うもの）について、消費税を含む額として指導報酬単価を定め、一定期間の指導回数に乗じた額を委託料として本件委託教師に支払っている。

【違反行為】

本件委託教師に対し、平成26年4月1日以後の指導報酬単価について、消費税率引上げ分を上乗せせず、同年3月31日までと同額の指導報酬単価で学習指導業務の委託料を算出し支払った（注）。

※ このほか、本件賃貸人に対し、平成26年4月分以後の教室施設等の賃料について、消費税率引上げ分を上乗せせず、同年3月分までと同額の賃料を支払った（注）。

（注）中小企業庁の調査開始後、本件委託教師及び本件賃貸人に対して、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を支払った。

本件委託教師（特定供給事業者）
(学習指導業務の委託料が据え置かれた事業者約1,600名)

本件賃貸人（特定供給事業者）
(教室施設等の賃料が据え置かれた事業者約160名)

勧告の内容

○今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること

○消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うこと

など

